

訪問看護重要事項説明書

< 令和 7 年 9 月 1 日 現在 >

1. 基本方針

1. 利用者が安心して普通の生活、当たり前の生活をするための援助をします。
2. 要介護者の援助、また要介護状態にない人については要介護状態になることへの予防を基本とし、在宅介護が長続きするために支援します。
3. 素早い対応と利用者主体の看護に心がけます。

2. 訪問看護ステーションかけはしの訪問看護事業の概要

(1) 事業所の名称、所在地等

事業所名	訪問看護ステーションかけはし
所在地	富山県高岡市高陵町 9-26
介護保険事業所番号	1 6 6 0 2 9 0 2 0 4
管理者	野明 美代子
通常の事業の実施地域※	高岡市・氷見市・射水市・小矢部市 南砺市・砺波市・富山市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

区分	資格		業務内容
管理者	看護師	1 名（常勤）	所属職員を指揮・監督し、法令等に基づいた適切な事業の運営が行われるよう統括する。管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する。
訪問看護	看護師	2.5 名以上（常勤換算）	訪問看護計画書及び報告書の作成、訪問看護。
	准看護師	1 名以上（常勤）	訪問看護。
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1 名以上 （常勤）	看護業務の一環としてのリハビリテーション

(3) 営業日、営業時間

営業日	月曜日～土曜日 祝日、お盆、12/31～1/3 を除く
営業時間	午前 9 時～午後 6 時
緊急時の電話相談は、24 時間対応可能です。 必要に応じて、緊急時訪問看護を行う体制にあります。 * 時間帯により料金が異なります。	

3. サービス内容

かかりつけ医の指示書に基づき、次のサービスを提供するものです。

(1) 療養上の世話

症状・障害の観察、服薬管理、バイタル測定、清拭・洗髪などによる清潔の管理・援助、療養生活や介護方法の指導及び予防、転倒予防、体位変換、移動介助、食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上の世話、ターミナルケア

(2) 診療の補助

褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置、医師の指示による医療処置

(3) リハビリテーションに関すること

(4) 家族の支援に関すること

家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(5) 精神障害者、認知症の看護

(6) 利用者の看護計画の立案、アセスメント、入退院時の共同指導等を行う

4. 利用料金

(1) 利用料

訪問看護は介護保険又は健康保険の利用が出来ます。保険の種類と内容により利用者負担金が変わります。詳しくは別表の料金表で説明いたします。

※2年に1回又は3年に1回の改正により、利用料金が変更になることがあります。

(2) キャンセル料

サービス実施日の前営業日の午後5時までに通知をすることで、料金を負担することなく、サービスの利用を中止することができます。

サービス実施日の前営業日の午後5時までに通知することなくサービスの中止を希望した場合は、基本料金の半額をキャンセル料として請求いたします。

(3) 料金のお支払い方法

月ごとの清算とし、当月料金の合計額を、明細を請求書に付して翌月10日までに送付いたします。当月料金の合計額を、翌月末日までに事業者の指定する方法でお支払いください。

5. サービス提供の記録

(1) 事業者は、訪問看護のサービス実施ごとに内容を記録簿に記入し、サービス終了時に利用者およびその家族の確認を受けることとします。利用者およびその家族の希望があれば、控えをいつでも交付します。

(2) 事業者は、利用者の訪問看護のサービス実施記録簿を作成し、契約の終了後も5年間保管します。

(3) 利用者およびその家族は、当該利用者にかかるサービス実施記録簿を、当該事業所の営業時間内に閲覧できます。

(4) 利用者およびその家族は、当該利用者にかかるサービス実施記録簿の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写物にかかる費用については1枚につき10円を利用者またはその家族が支払います。

6. 当事業所の訪問看護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、介護予防、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。

事業の運営にあたって、必要なときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めます。

事業の運営にあたって、関係市町村、地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	備 考
訪問看護師の変更の可否	○	変更を希望される方はお申し出ください
従業員への研修の実施	○	採用後1ヶ月以内の初任研修 年12回の業務研修

7. サービス内容に関する相談・苦情

①当事業所ご利用のお客さま相談・苦情担当

当事業所の訪問看護に関するご相談・苦情を承ります。

電 話 (0766) 73-3616

受付時間 月曜日～土曜日 午前9時～午後6時まで

ただし、受付時間以外でも対応いたします。

電話番号：(0766) 73-3616 (同上)

担 当 野明 美代子

②その他

当事業所以外に、苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

各市町村

- ・高岡市 長寿福祉課 電話 (0766) 20-1365, 1373, 1375
- ・射水市 介護保険課 電話 (0766) 51-6627
- ・氷見市 福祉介護課 電話 (0766) 74-8111
- ・小矢部市 健康福祉課 電話 (0766) 67-8605
- ・砺波市 高齢介護課 電話 (0763) 33-1111
- ・南砺市 福祉課 電話 (0763) 23-2009
- ・富山市 介護保険課 電話 (076) 443-2041～2043
- ・富山県国民健康保険団体連合会 苦情、相談等専用 電話 (076) 431-9833
- ・富山県福祉サービス運営適正化委員会 電話 (076) 432-3280

8. 秘密保持

事業者および事業者に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た、利用者およびその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。

事業者は、利用者およびその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議において、利用者およびその家族の個人情報を、情報を共有するために用いることを、本契約をもって同意したとみなします。

9. 事故発生時の対応

ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存します。

事業者は、訪問看護のサービス提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。利用者の重過失によって当該事故が発生した場合は、事業者が負う損害賠償額は減額されます。

10. 緊急時の対応方法

訪問看護のサービスを提供しているときに、利用者の病状に急変が生じた場合、またはその他必要な場合は、速やかに主治医または家族へ連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。

ご家族

氏名	続柄	連絡先（昼）	連絡先（夜）

主治医

医療機関名	医師名	電話番号

支援事業所

支援事業所名	担当者	電話番号

11. 虐待の防止について

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を開催し、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 苦情解決対策等の指針を整備しています。
- (3) 職員に対す利虐待防止を啓発・普及するための研修を、定期的を実施しています。
- (4) 虐待防止に関する責任者を選定しています。責任者：野明 美代子
- (5) サービス提供中に、当該事業所職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村に通報します。

12. 衛生管理等について

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 看護師の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

13. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修会を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症及び災害が発生した場合において、迅速に行動できるよう訓練を実施します。

14. 当事業所の概要

名 称 訪問看護ステーションかけはし

代表者役職・氏名 管理者 野明 美代子

所在地・電話番号 富山県高岡市高陵町 9-26

TEL (0766) 73-3616

その他実施事業 (1) 健康保険法に基づく訪問看護事業

(2) 介護保険法に基づく訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業

(3) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

(4) 家庭における看護・介護に関する情報の収集及び調査研究

(5) 介護者・要介護者・要支援者に対する家庭での疾病、看護・介護に関する知識の普及、相談・助言、高齢者の福祉増進の向上及び啓発に関する事業

(6) 在宅看護や介護職全般のサービス資質の向上

(7) 前号までに掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事業

事業所数 訪問看護（介護予防訪問看護） 1 ヶ所

令和 年 月 日

訪問看護の利用開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業所 所在地 富山県高岡市高陵町 9-26
名 称 合同会社かけはし
訪問看護ステーションかけはし

説明者 氏 名

私は、本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。

【利用者】 氏 名 印

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

続 柄：

氏 名 印

〈情報提供同意書〉

健康保険法、介護保険法による訪問看護で良質なサービス提供のため、『主治医・医療機関等』または、『居宅サービス事業者・施設サービス事業者・障害福祉サービス事業者』『情報システム運用・保守業務の委託業者』に対して情報提供すること及び富山市、高岡広域連合が保有する要介護認定等に係る資料について、資料の提供を受けることに御同意戴けますか。御同意戴けましたら御署名をお願いいたします。個人情報保護方針に基づき、個人のプライバシーはお守りいたします。

標記について同意します。

【利用者】 氏 名 印

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

続 柄：

氏 名 印